

裁 決 書

審査請求人
(審査請求時点の住所)



処分庁



審査請求人が平成30年8月6日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成30年7月27日付けで行った保護開始申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成30年7月9日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁に対し、法による保護の開始申請（以下「本件申請」という。）を行った。
- 2 処分庁は、請求人が仕事をする能力や場があるにもかかわらず、これを活用する意思が認められず、法第4条に掲げる保護の要件を満たさないことを理由として、平成30年7月27日付けで、保護開始申請を却下する決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 平成30年8月6日、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1- 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定における審査請求の理由

「熱心かつ積極的な求職活動の助言を行っていたにもかかわらず、これを活用する意思が認められず」とあるが指示されたのは「求職活動状況報告書をすべて埋めるつもりで求職活動をしてください」と指示があった。

求職活動報告書には14件の記載欄があった。

具体的に何件すればいいですかとの質問には一切回答されなかった。

50件でも100件でも仕事を選ばずに応募できるものにはすべてという話もあったが期間として1週間・一ヶ月・今後1年間でなど期間指定もないだけでなく、このような50件100件と大きな差がある助言は単なるたとえ話でありもしこれをもって指導とするのであれば不適切であり妥当性にかけてと考える。

活動経緯を見ていただければわかると思うが、17もしくは18日に提出した求職活動報告書・中間報告までの短期間にハローワークから3件、ネットにて応募1件の求職活動は行っており指導の14件埋めるつもりでという指導内容にも沿っていたと考える。

また中間報告以降、求職活動報告書の提出を求められることもなく何をもって稼働能力の調査を行ったのかも不明である。

申請後14日を経過した理由に稼働能力調査に日時を要したためと記載があるが提出していないものをいかに審査したとするのかまた27日の延長についても同様である。

17日もしくは18日に提出した求職活動を元に行っているのであれば審査を延長し26日の審査決定であれば応募4件の審査に対し約10日かかるとすれば指導である14件の残り10件を審査するには提出後20日以上を要する事となり27日に連絡のあった今より応募件数を増やすという指導に従い求職活動を行った場合はさらに審査期間を要する。

27日の時点で指導をし生活保護の最終通知日である8月9日には残り10日しか無く、受理後14日間を過ぎた理由を稼働能力の調査とするのであれば30日の1日で審査対象となる結果・件数をこなし報告必要があるはずである。

しかし30日に報告をするという指示もなく単に延長を示唆されたのみである。

生活保護の却下の決定後、7月2日には却下された生活保護申請中の求職活動の案

件より就職も決まった。

結果から見ても求職活動に問題はなかったと判断する。

ケースワーカーより応募結果について「就職が決まりそうなら待つてよい」との趣旨で審査の延長を伝えられたが、審査は稼働の能力の活用、求職活動の行為自体の審査であり、就職の確認をもって審査するとは誤りであるはずである。

7月27日には申請結果を出すことはできるが、現状の求職活動では却下となると伝えられ、再度審査期間延長し検討するとの連絡があった。同時に求職活動件数をもっと増やすよう指示された。

金銭的に余裕が無いため今後の求職活動は今より増やすことができないばかりか、活動自体も難しいと伝え、現状で早急に判断して頂くよう返答した。

17日もしくは18日の時点で金銭的余裕が無いことは前もって伝えていた。

公的な金銭の貸出はしていないと返答があった。

個人からは借りると収入になる上、生活保護期間中は返済してはいけないと言うことだったので借りることもできない。

日払いやフルタイムでない仕事は求職活動に入らないのでも構わないが、それをするくらいならフルタイムの求職活動をしなさいと言われ当面のお金を稼ぐこともできない。

上記理由から、却下の理由による判断は正当性を欠いており、本件決定を取り消した上、申請時より生活保護の規定額の支払いを要求する。

イ 申請の不当な扱いについて

同居人より退去を命じられたため、平成29年11月24日、生活保護の申請に行った。

住居がなくなる予定を伝えた上で、収入・資産もないということを伝えると同居人が居るため生活保護をお一人では申請はできないと説明され、同居しているのであれば、二人として申請来てくださいと伝えられたため申請を諦めた。

同居人は雇い主であり、仕事を手伝えることを条件に住居・食を提供してもらっていた。

月3万円の報酬の取り決めもあったが業績が良くないため請求人も納得の上だが、支払いはない。

しかし世帯としては独立しており、生活保護の申請をするかどうかは同居人の自らの判断でのみ行われるべきであり請求人の感知するところではない。

同居人に対して請求人の生活保護の申請についてもさとられないようにしてほしい旨は伝えている。

現住所を退去・転居を前提であることも伝えている。

平成29年11月24日には相談に行ったのではなく申請に行った。

断言できるのはインターネットで事前に調べ申請したい旨を伝えれば権利として申

請を拒否できないことを知っていたためである。

また口頭であっても有効なことも知っていた。

その上で申請しなかったのは同居の場合は二人で申請はできるが一人では申請できない説明を信じ納得したためである。

家族に収入があり、そのうち働いていないからと言って一人だけ申請はできないという例をとって説明もされた。

「あなたは平成29年秋より仕事を失って以降も求職活動を行っておらず」とあるが、仕事を失ったわけではなく、自営業の手伝いは継続中であるが十分な収入を得られないほど仕事がないと説明しており認識が誤っている。

十分な仕事量がないと言うだけで職を失ったわけではない。

平成30年7月12日、弁護士に同行依頼し申請したところ申請可能となった。

この間に変更となった内容は所持金が10万円から2万円程度になったことのみである。

平成29年11月24日申請に赴いたにもかかわらず法的根拠のない説明により申請を拒否したこと、所持金の変化以外、すべて同じ条件であることから今回の審査請求で却下処分が取消しになった場合において平成29年11月24日申請日より起算して生活保護による規定額の支払いを希望する。

またなぜそのような対応をしたのか明らかにして欲しい。

(2) 審理員が平成30年11月2日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実の経過等に対して

平成29年11月24日

「現状で保護の申請が可能かなどの質問があった。」

この質問から生活保護の申請を申し出ていることが分かると思う。

正確には申請をお願いしたのであって可能かどうかを質問したのではない。

「世帯単位の原則を説明する。」

もともと申請はひとりをお願いしていたが、同居人がいる場合、二人同時でないと申請「できない」と言われた為、仕方なく申請をあきらめた。

審査請求書にも書いた通り事前に下調べをしたうえで処分庁に行っている。

まるで相談に行ったかのような内容で記載されているが、申請に必要な内容だと考えいろいろな質問に答えただけである。

また、「できない」と言われなければ申請をあきらめることはない。

平成30年7月9日

「アパレル販売業を業績不振の為廃業し」

廃業するなど一言も言っていない。

廃業するかどうかは事業主である同居人が決めることであり請求人にその権限はない。

「11月24日以降も求職活動を行っておらず」

生活保護を受給しているわけではない。職がないわけでもない。

申請できない以上、仕事を手伝う前提で住居を提供して頂いている現在の職にて雇用主をお願いして努力しようとするのは当然だと思う。

回復すれば求職活動の必要はなく、業績が悪いままであれば同居という状況である以上、現住まいより求職活動も難しい。

「処分庁職員は保護の世帯単位の原則について再度説明を行うが」

11月24日の時点で、同居人と二人同時でないと生活保護の申請が出来なかったと説明済みの弁護士に同席して頂き申請に行っている。

一人での申請をお願いしているにもかかわらず、再度この説明をする必要な無いと思う。

二人同時の申請でないと受け付けないという意図がない限りこの説明の必要性がない。

「処分庁職員は保護の世帯単位の原則について再度説明を行うが、請求人のみの保護申請を行うとの意思が示された。」

先ほどの説明にもあるが、弁護士には説明済みであり一人の申請をまずしており処分庁の弁明の順序が逆である。

「請求人単身からの、住所を記さない保護開始申請書等を受理する」

住所を記さないことは処分庁の指示である。

請求人からお願いしたわけではない。

「施設等利用を助言するが拒絶された」

施設等を利用する方法もあると助言はあった。

しかし利用しないといけないのか？という質問に対し請求人次第ということであった。

手荷物程度でほかの所持品などを処分しなければいけないということだったのでできれば避けたい旨を伝えた。

日本語の説明として拒絶であることには間違いないが、説明したことだけを記載すればよく、わざわざ「拒絶」と書くことに悪意を感じる。

「熱心な求職活動の確認などに慎重を要する場合には14日を超える場合があること」

熱心な求職活動の確認とは説明されていない。

特別な事情がある場合、例えば、資産を銀行で調べる場合など特別な場合と説明を受けている。

平成30年7月12日

「13時20分、架電し、即時来所を促したところ、請求人からはシャワーを浴びた後に来所するとの応答があった」

後の説明にもあるが、13時30分と勘違いしていたのは請求人の確認ミスである。

しかしながら、13時30分に面談があると思っていた為、電話のあった13時03分にはすでに準備をおえており勘違いについて謝った後、すぐに向かうことを伝えた。

13時03分に処分庁から着信があり、弁明書には13時20分と時間が記載されているのでおそらく到着時間なのであろう。

シャワーを浴びた後に来所するなど常識を疑うような発言をするはずがない。

シャワーなどを浴びる時間などあるはずもなく何をもってこのような人を陥れるようなことをねつ造しているのか全く意味が解らない。

「朝は弱いため、午前中はゆっくりしたい」

朝は弱いとはいったが午前中ゆっくりしたいとは一切言っていない。

平成30年7月13日

「請求人からの経済的援助の要請を母は受けていない」

12日14:48電話にて連絡している。

「実家では甘えてしまうため、援助を求めている」

12日14:48電話にて連絡している。

発言内容も甘やかすようなことはしてもらえないであり、事実と異なる。

「10時の約束に遅れて請求人が来所する」

正午にハローワークにて面談を予定していた為、その前に不足している書類を提

出するために処分庁に立ち寄ってほしいと伝えられただけであり、時間の指定はされていない。

事実は、このように時間指定などはなかったが仮に記載されているように時間指定があったとした場合、公共機関が不足の書類の提出のためだけに時間を指定しての来庁を求めるのは異常と考える。

「時間になっても来所ないため処分庁職員が請求人に架電し、来所を促した」
正午のハローワークの面談に備え、自主的に約2時間前に出発しただけである。
架電とあるが、連絡は受けていない。事実と異なる。

平成30年7月18日

「少なくともこれに倍する求職活動状況申告書による求職活動結果が求められていることを説明の上」

7月9日の説明で、「求職活動状況申告書」と「求職活動状況申告書別紙」とあわせて20ある求職活動状況申告書の活動状況欄をすべて埋めることを目安に、との記載がある。

求職活動状況申告書としているのは、おそらく「求職活動状況・収入申告書」の事だと思ふ。先ほど確認したところたしかに6欄記載箇所がある。

書類として渡されていたので、説明時にも一緒に持っていたのだと思うが、求職活動の説明時には「求職活動状況申告書別紙」を持って「この活動状況をすべて埋めることを目安に」と説明があった。

これには、表6欄、裏8欄の14欄ある。

しかし、9日の弁明書に記載されてるような求職活動の説明時に20欄(件)を埋めるようになど。

まず、就労支援制度を利用しようということになり12日に約束した。

手元に原本がないのでわからないが、記載にとおりであると、その後、7月18日までに6件(6欄4件)の記載があることになる。

9日申請日から計算すると、申請日は活動できないので、10-18日で8日間で6件、1-2日労働支援制度利用後から計算すると、申請日からの計算で、ひと月当たり約20件、労働支援制度からの計算となると、ひと月当たり36件となり、説明の20件と同等もしくは超える計算となる。

なぜ事前の説明と異なり、これにすくなくともこれに倍する求職活動を要求されるのであろう。

「6欄4件が埋められてるのみであり」

求職に対しての説明と同等もしくはそれ以上の件数であるのになぜ、6欄4件が埋められてる「のみ」でありと足りないように記載されてるのかわからない。

「さらなる真摯な求職活動の助言を行い」

少なくともこれに倍する助言についてとの記載があったので数字的な内容を書いたがそもそも倍などと具体的な数字は一度も説明されていない。

求職活動に対して言われたことは、「このままでは少ない」だけである。

少ないといわれたので、どれくらいすればいいのかと尋ねると、50件でも100件でもやれるだけ、応募するだけならできるでしょうと言われた。

これが真摯な求職活動の助言とはとても思えない。

この後に必ず続くのが「就職が決まれば申請通りやすいんですけどね」「就職決まりました、その間だけなんとかお願いします」となれば、申請が通りやすいようなことをほのめかす。

求職活動内容を審査するのであって、結果をもとに生活保護の支給が左右されるものではないはずである。

平成30年7月26日

「7月18日からの追加の報告は得られなかったが」

「求職活動状況申告書別紙」を持参していたが求職活動の経過について何一つ聞かれることはなく特に提出を求められることもなかった。

「自動車部品倉庫業/最短で7月26日中に採否の結論が出るとのこと」

就労支援面談員がこの会社をよく知るようで前日25日の面接であれば早ければ翌日26日には結果がもらえるかもしれないという話をされていたがこのような事実はないし、請求人も言及していない。

「服装について 面接でカジュアルなシャツで問題ない」

ハローワークの担当者はそれも踏まえて応募時に服装についての確認をして頂いたり、これについては感謝している。しかし問題ないとは言わたわけではなく問題ないところを探しましょうという話をしていただいた。

就労支援面談支援員については直接応募先に問い合わせるわけでもなく、応募先を紹介していただけるでもなく採用担当者でもないのになぜ問題ない、大丈夫と言いきれるのか理由がわからない。

一般的に考えて、ジーンズとカジュアルな白いシャツで面接が問題ないと言いきれるほど好印象になるとは思えない。

「勤務先も市内であれば大きな支障はきたさな」

家がなくなった場合なぜ市内であれば支障が出ないのか？まったく根拠がわからない。

「また近日転居予定があることを応募先に説明しておくことも面接の結果に利益も不利益ももたらさないであろうと説明する」

生活保護の申請が通っている場合はこの説明の通り請求人も問題はないと考えるが、却下の可能性もあり実際には転居ができるかどうかともわからない状況なので請求人の就職するという利益のためにうそを伝えることはできない。

せっかく就職できたとしても申請却下となれば施設などを利用しなければいけなくなり、猫を飼っていることもありできるだけそうならないように応募先も考えなくてはいけないため慎重に選ばざるを得ない。

また面接時のうそなどはあとで解雇の事由にもなりえる。

「片肘に顎を乗せ面談に応じていることについて」

企業面接時にはあってはならない行動であるとあるがこの場合は面接ではないはずである。

また応募先の面接時の態度が悪いと連絡があったわけでもない。

ハローワークの方と話すことが多くこの時に位置関係は、斜めに向かい合った状態であり自然と右ひじが机の上に乗る。

心拍が常に100を超えておりかなりしんどいことも伝えている。

また、プリントして頂いた求人票をみながらいろいろなことを考え真剣に選んでいた為、自然と考えるときの姿勢になっただけである。

こういうことをわざわざ書いて悪印象をつけようとする意図が分からない。

面接の服装を気にするような人間が企業面接時に片肘つくると本気で思うのだろうか？ありえない。

いつも人となりや考えなどを見るわけではなく常に人の悪態などを終始探されており監視されているような非常に精神的に厳しい状態を迫られる。

平成30年7月27日

「第一回目 ケース会議について」

通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができると法律に書かれているが、14日以上経った27日に初めて会議が行われている。

「より慎重な検討を行うため、今後も請求人の求職活動等を確認し請求人の求職活動の消極性から」

18日に「求職活動状況申告書別紙」を提出した後、求職活動に関する書類は一切提出を求められていない。

請求人の求職活動を確認するとあるができるはずがない。

確認できない以上消極性と判断もできないはずである。

このことから処分庁は請求人の求職活動等に興味はなく記載のあった自動車部品倉庫業の結果や他の応募企業に就職できたかどうかの一点にのみ重点を置いている。

また、当初の「求職活動状況申告書別紙」を埋めるようにという内容であれば、9日から18日、12日から18日の間での数値(件数)で判断するのであれば、助言に対して以上のペースにて求職活動をしたと考える。

「7月末までに住居を喪失すると訴えてたものの」

7月末に退去を言い渡されたことは本当であり、その後同居人が荷物を片付けていないようなので、同居人にそれとなく聞くと8月中頃までは何とか住めるかもしれないとの話があったこと、しかし、同居人は3社からの引越し見積もりをとっており、近々退去する予定であると考えられることも処分庁職員に連絡済みである。

同居人には金銭的なトラブルを避けるためにも、生活保護の申請をしていることは説明していない。

このことは処分庁職員にも説明済みである。

また申請後却下の可能性もあったので、今後のことを考えて同居人には直接退去日を確認することを避けている。

申請が通れば、転居先が確保できれば転居は確実であったため、保護の世帯単位原則には一切反していない。

「保護受給の結論を特に後日とする必要はなく、申請却下ならば、その結論を伝えてほしい」との申し出があった」

7月26日の面談時に、服装・住居についての相談のほかに、お金が無いという話をした。

もう電車にも乗れないので今以上の求職活動どころか、求職活動自体が難しいとも伝えている。

電車にも乗れないと伝えると自転車の話となったが、自転車は所有していないと伝えると中古なら安いのでと購入を勧められた。

お金が無いと言ってるのに購入をできるはずがない。

また、処分庁ではお金の貸し出しはできないので・・・と質問する前に伝えられた。

また自転車を購入しても申請が却下の場合、センターなどを勧められたが購入した場合すぐに廃棄しなくてはいけなくなる。

矛盾する内容ばかりである。

これらを活動が厳しいことを伝えているにも関わらず「奮起を期待するために結論を猶予する」と記載がある。

申請者の現状で、できないとわかっていて猶予するのは出来なかったことを処分庁が証明するためだけの期間であり、猶予は意味のないことと考えたためである。

今のままでは申請は却下になるとともに延長するとの連絡があった。

しかし今日判断するのであればもう一度会議することができると伝えられた、人が集まらなければ今日中は難しいとの話も聞いた。

それならばと、退去の問題やお金の問題のため、次のようにお願いした。

お金が無いため今後求職活動を増やすことはできない。求職活動自体も厳しく、いまのままでは（求職活動が）少ないと言われてもどうしようもないので、申請却下ならば、却下で結構ですので今日結論をだせるのであればその結論を伝えてほしい。

理由

「請求人が昨年秋より仕事を失っても求職活動を行っておらず」

7月9日の説明に記載済み。

「昨年11月24日の来所相談時や」

相談には行っていない。申請に行っている。

「保護開始申請時にも熱心かつ積極的な求職活動の助言を行っていたが」

説明通り、件数数値上は問題ないとする。

また、結果として7月30日に採用を頂いている。

結果として採用されているにもかかわらず、求職活動が不十分とするのは判断が間違っている。

却下の根拠

仕事をする能力や場があるにも関わらず、これを活用する意思が認められず、法第4条（保護の補足性）及び「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」（平成21年3月18日社援保発第0318001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

法第4条（保護の補足性）

稼働能力を活用しているか否かについては、

(ア) 稼働能力を有するか否か

(イ) その稼働能力を活用する意思があるか否か

(ウ) 実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か

の3つの要素により判断

→現実に稼働能力があり、求職活動を行えば適当な職場があるにもかかわらず、働

く意思そのものがない者は、要件を欠く
→稼働能力も働く意思もあり、求職活動を行っているが、現実に働く場がない者は、要件を充足

「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」(平成21年3月18日社援保発第0318001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

- (ア) 稼働能力があるか否か、
 - (イ) その稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、
 - (ウ) 実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、
- により判断することとなる。

したがって、単に稼働能力があることをもって保護の要件を欠くものではないが、一方で、実際に稼働能力を活用する就労の場を得られるにもかかわらず職に就くことを拒んでいる場合は保護の要件を欠くこととなる。

このため、本人の生活歴・職歴等を聴取し、本人の稼働能力に見合った就労の場が得られるかどうかについて十分に見極め、必要な支援を行われたい。

- (ア) 稼働能力はあると思う。
応募・面接と活用している。
- (イ) 26日以降、金銭的に今後は難しいことは連絡している。
- (ウ) 30日、応募先に採用され、実際に活用する場を得ることができた。

このことより、処分庁の根拠は至って不誠実な判断によるもので間違ったものであるので却下の結論を取り消しを希望する。

平成30年7月30日

「母あての7月13日に発送した扶養援助照会が「あて所に尋ねありません」と変更される」
何十年も住んでいる場所なので、書き間違いでなければ届くはずである。
なぜ職員ミスここに書くのか不明である。

イ 処分庁の最終的なまとめについて

以上で記載したように、処分庁の事実の誤認もしくは意図的なねつ造、類似した言葉を並べかえての意図の曲解、一度口にした言葉は、否定しても撤回できないうえ、他の関係ない内容にも適用してくる。

このようにとても相談などできる状態ではなく、非常に高圧的な立場での対応をされ、萎縮した状態で対応を迫られており、記載されているような申請者が怠慢な態度によ

って取り組むはずがない。

弁明書においては、こちらの印象が悪くなるような無関係な内容をねつ造・補足しているだけにすぎない。

「単身での申請に問題はない」「申請時に相談することは問題ないとされているが申請を拒むものでない」などいろいろ記載されているが、問題がないにもかかわらず、弁護士にお願いしなければ申請できなかったという矛盾した内容。

求職活動について、処分庁職員の助言に沿った活動を行っていたこと。

18日中間報告以降に活動報告を求められておらず、活動内容の判断に正当性がないと考えること。

また、求職活動のプロであるハローワークの担当者の方との相談で求職活動について問題があると指摘されておらずまたその指示に従っていたこと。

これらのことから、処分庁が採用・内定の決定による期間限定の支給を目的とし、採用・内定がない場合は却下を前提に審査しているものでなければ延長の必要性はまったくなかったと考える。

また金銭面だけでなく住居の確保や今後についてのことを考えると、「公共機関とは思えない対応や担当者の人柄・曲解・求職活動の提出を求められないなどから、生活保護の受理の可能性が低いことは容易に推測でき」で26日の時点で結果を急いだのは申請者にとって当然だとも考えている。

住居を探すために訪れた賃貸業者の担当者の親族が生活保護を受けているということで、申請者の現状などを伝えたが、対応が異常ではないかという話もしており、申請者個人のみの主観的な感想ではなく第三者からの客観的な意見も参考にしている。

少し弱っているとはいえ、請求人はまだ心身ともに普通な方だと思いがそれでもこのような対応をされるなら死んだほうがましと思えるほどであった。

もちろんこれは本当に死ぬことを考えたわけではないが、それほどのことがよぎるということを補足として追記する。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

本件決定通知書には、却下の理由として、「請求人は平成29年秋より仕事を失って以降も求職活動を行っておらず、また平成29年11月24日の相談来訪時や、平成30年7月9日の保護申請時にも熱心かつ積極的な求職活動の助言を行っていたにもか

かわらず、申請日以降もこれが充分に行われていないことは、仕事をする能力や場があるにもかかわらず、これを活用する意思が認められず、法第4条に定められたあらゆるものを生活維持のために活用するという保護の受給要件を満たしていないと判断し、平成30年7月9日提出された保護の申請を却下します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年10月12日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実の経過等

平成29年11月24日

請求人が処分庁に来所する。

請求人が同居人かつ雇用主の女性から、経営不振のため近日中の同居解消を告げられており、住居を喪失する不安がある。請求人の住居は同居人の契約名義の賃貸住宅である。請求人の健康状態は良好だが、別の仕事を探していない。手持ち金は、現金約5万円、預貯金約5万円。現状で保護の申請は可能か等の質問があった。

これに対し処分庁職員は、保護申請権の保障と保護の世帯単位の原則を説明する。さらに熱心かつ積極的な求職活動の必要性と実家を緊急避難先に用いることの検討を助言する。

請求人の申述は、実家は請求人を甘やかし墮落させてしまうので、戻ることはできないとのものであった。

平成30年7月9日

請求人及び弁護士が処分庁に来所する。

本年6月下旬に請求人の同居人は、請求人に対し、経営していたアパレル販売業を業績不振のため廃業し、同居人名義の住宅の賃貸借契約も同年7月中に解約することを告げると共に、請求人に速やかな退去を求めた。これにより請求人は住居を喪失することとなるため、法による敷金等の支給を訴えた。

求職活動について、前回来所した平成29年11月24日以降も求職活動を行っておらず、保護を受給したうえ敷金等の支給を受け、新たな住居を確保した後に行うとの申述があった。

処分庁職員は保護の世帯単位の原則について再度説明を行うが、請求人のみの保護申請を行うとの意思が示された。このため住居を喪失もしくは喪失目前との訴える請求人単身からの、住所を記さない保護開始申請書等を受理する。

住居を喪失もしくは喪失目前と訴える請求人に対し、処分庁が保護の要否等を検討する間、法に基づく救護施設や、ホームレス自立支援法に基づく

■■■■ (以下「センター」という。)等の、住居を持たない者が利用する施設への入所や利用を助言するが、請求人からは退去日までの間、同居人の住居で起居をなおも継続するとし助言は拒絶された。

保護の補足性について説明を行う。親族への真摯な援助要請の努力と、健康状態は良好とのため、即時の熱心かつ積極的な求職活動の必要性について説明を行う。

また申請書受理後、原則14日以内に保護の要否が決定されること。ただし、熱心な求職活動の確認等に慎重を要する場合には14日を超える場合があること。その場合でも30日以内に保護の要否が決定されることを説明する。

求職活動の成果を確認するため、「求職活動状況申告書」と「求職活動状況申告書別紙」を交付し申請日以降の求職活動状況を記録するよう説明する。また別紙と合わせて20ある求職活動状況申告書の活動状況欄をすべて埋めることを目安に求職に勤しむことの助言も行う。併せて自助による求職活動のみならず、処分庁の用意する就労支援制度の利用を助言する。請求人はこれらを了承し、7月12日13時に初回の就労支援面談についての来所を約束する。

平成30年7月12日

(請求人の就労支援制度の利用について)

13時20分

13時の約束に遅れ請求人が処分庁に来所する。時間になっても来所ないため処分庁職員が請求人に架電し、即時の来所を促したところ、請求人からはシャワー浴びた後に来所するとの応答があった。

就労支援面談支援員とハローワーク職業相談担当との面談に先立ち、処分庁職員より保護の補足性の原則、即ち、直ちに熱心かつ積極的な求職活動を行う必要性、直ちに親族への真摯な援助の要請を行う必要性等について、再度説明を行い、それがなされない場合は申請却下の可能性が高まることを説明する。

就労の成果を得られるかは、相手あってのことだが、真摯な求職活動自体は相手によらず請求人自身の努力で伸ばすことができることを説明する。

ただし請求人が具体的な求職活動の実態を示せば、保護受給の可能性は大きく高まることも説明する。

(請求人の面談態度)

遅刻について請求人は、「13時30分からと思い込んでいた」とのこと。

次回7月13日午前と提案した、ハローワークにおける職業相談担当との面談について、請求人は「朝は弱いため、午前中はゆっくりしたい」の発言があったため正午からとされた。

外見からの判断は困難であろうが、面談を受けている現在、心拍が上昇しているはずだとの発言もあり。

7月13日正午ハローワークでの職業相談担当による面談予約を行う。

これに先立ち7月13日10時に処分庁に来所し、未提出の申請書類の添付書類を

提出するよう求めた。請求人これを了承する。

平成30年7月13日

9時10分

〈親族への扶養援助の確認について〉

10時からの請求人との面談に先立ち、処分庁職員は他市に独居する請求人の母（以下「母」という。）に架電し請求人の現状等説明する。母から次の内容の申述を得る。母は骨折により寝伏せっており、今は独りで暮らしている。請求人と時折連絡をしているが、請求人からの経済的援助の要請を母は受けていない。請求人が現在仕事をしていないこと、求職を行っていないこと、住居を喪失すること等を請求人から母は訊いていない。

母が請求人の援助を行うことは、請求人を甘やかすことになり請求人のためにならないため、処分庁で請求人の面倒を見てほしいとの発言が母からあった。

これに対し、請求人自身からも実家では甘えてしまうため、援助を求めているとの説明が処分庁にあったが、これを援助ができない理由、援助を受けられない理由としては妥当ではないことを母に説明し、請求人の兄（以下「兄」という。）とも相談の上、援助を検討するよう求める。後日処分庁より再連絡することを伝える。

10時20分

10時の約束に遅れて請求人が来所する。時間になっても来所ないため処分庁職員が請求人に架電し、来所を促した。

〈親族の援助要請等について〉

前日の7月12日20時頃、母には電話で、兄にはLINEで援助を要請し、母からは援助を断られた。兄からは応答が確認できていないとのこと。

請求人が援助要請をしたかの真実は処分庁では判断できないが、先刻、処分庁が母に架電した内容を請求人に説明する。請求人はこれに対し、母の対応は変だなど首をかしげる。

〈保護受給又は却下となった場合の対応について〉

受給後の敷金支給の要件、却下となった場合のセンター利用の助言を行う。

母及び兄へ文書により扶養援助照会を行う。

平成30年7月17日

〈請求人の求職活動について〉

ハローワーク職業相談担当より、7月13日正午からのハローワークにおける請求人の求職活動の報告を電話で次のとおり受ける。

- ・請求人は2件の求人に応募を行った。
- ・採否についての結論は数日かかる模様。
- ・7月12日に初回面談をした時に比して、危機感をもって求職している様子と感じた。

- ・今週は自主的にハローワークで求人検索等を行うと聞いている。
- ・次回の面談予定 7月26日午前10時 処分庁

平成30年7月18日

請求人が処分庁に来所する。

求職活動状況申告書による求職活動の中間報告を受ける。応募のない求人検索のみに費やした日を含め、求職活動状況申告書の欄は6欄4件が埋められているのみであり、ハローワークによる活動欄への確認欄の押印は3欄に留まった。中間報告時現在、少なくともこれに倍する求職活動状況申告書による求職活動結果が求められていることを説明のうえ、さらなる真摯な求職活動の助言を行い、7月26日に再中間報告を求めることとする。別途新たな求職活動状況申告書を請求人に交付する。

住居に関する重要事項説明書等の持参はなし。未だ居宅移行先の候補を選出していないとのこと。同居人の住居からの退去日について、請求人は7月末と考えるが、これが確定か否かについて未だ同居人に確認していないとのこと。

保護の要否の結果がもたらすシミュレーション等、即ち14日以内に要否が決定される場合、30日以内に要否が決定される場合についてカレンダー等を用いて、また申請却下となった場合であってもセンターの利用が可能であることについて処分庁職員が説明を行う。

平成30年7月23日

請求人から、住居の重要事項説明書の持参があり、敷金支給に関する保護開始(変更)申請書を受理する。

敷金支給を行うには、これに先立ち生活保護の決定がなされる必要があること。そのためには熱心かつ積極的な求職活動が必要であることを説明する。

平成30年7月26日

10時～11時

(請求人の就労支援面談について)

処分庁職員、就労支援面談支援員、ハローワーク職業相談担当により面談が実施される。

求職活動状況申告書による、7月18日からの追加の求職活動の報告は得られなかったが、前日の7月25日、応募していた自動車部品倉庫業が書類選考を経て面接に至った。最短で7月26日中に採否の結論が出るとのこと。

引き続き二重三重にあらゆる企業への応募をするべきではないかと処分庁職員は助言するが、請求人は「面接に着る服がない」「住居を得られるかどうかの状況下では、勤務先の選定もままならない」との申述を行う。

これに対し、就労支援面談支援員やハローワーク職業相談担当は、同日に請求人が着用している襟付きの白いシャツで面接は問題なく、勤務先も市内であれば大きな支障

はきたさないであろうし、また近日転居の予定があることを応募先に説明しておくことも面接の結果に利益も不利益ももたらすことはないであろうと説明する。

就労支援面談支援員らは、さらに十数件の具体的な企業への応募を提案するが、請求人からはこれに興味を示す反応は見られなかった。

また片肘に頸を載せ面談にに応じていることについて、無意識の行動かもしれないが、企業面接時においてはあつてはならない姿勢であると、就労支援面談支援員に窘められる。

暫時後、同業の自動車部品倉庫業の1件のみに応募する。

(住居について)

7月18日にも請求人に対し質問しているが、7月末の退去が確定事項か否かについて、同居人に対して未だ確認をしていないとのこと。同居人とは会話もしていないが、同居人の荷物家財等は退去に向けて整理されている様子は現時点ではないとのこと。

平成30年7月27日

兄より7月13日に発送した扶養援助照会の回答を得る。家計に余裕なく援助できないとの内容を7月24日に記載したもの。

(保護開始申請の却下について)

以下の2度のケース診断会議と、会議間の請求人への連絡調整を踏まえて、保護開始申請を却下する決定を行った。ケース診断会議とは保護要否の是非等を組織的に判定する会議のことである。

(1度目のケース診断会議の実施について)

14時50分～15時30分

以下、会議で決議された内容等

【結論】より慎重な検討を行うため、今後も請求人の求職活動等を確認し、申請日から30日となる8月8日までの然るべき時期に結論を出すものとする。

【理由】7月27日時点で保護の要否を判断するならば、請求人の求職活動の消極性等から申請却下が妥当である。しかしながら請求人の求職活動における奮起を期待するため、結論を猶予する。

【その他】請求人は7月末までに住居を喪失すると訴えていたものの、7月27日現在も同居人と生活をしており、同一生計関係が継続されていると考えられる。請求人単身での保護開始申請は、保護の世帯単位の原則に反していると思料する。

【今後の対応】7月27日時点では保護開始申請の却下が妥当だが、今暫く求職活動を確認することを請求人に説明し、請求人の求職活動の奮起を促すこととする。

また既に説明済みであるが、却下となった場合のセンター利用を再度助言することとする。

母へは請求人への援助可能性について再度確認する。

(その後の請求人の反応)

16時

診断会議の結論について請求人に架電する。請求人は「保護受給の結論を特に後日とする必要はなく、申請却下ならば、その結論を伝えてほしい」との申し出があった。

却下となった場合のセンター利用を再度助言する。

16時30分

母に架電するが応答なし。

(2度目のケース診断会議の開催について)

16時45分～17時30分

【結論】保護の申請の却下が妥当である。

【理由】請求人が昨年秋より仕事を失って以降も求職活動を行っておらず、また昨年11月24日の来所相談時や保護開始申請時にも熱心かつ積極的な求職活動の助言を行っていたが、申請日以降もこれが行われていないことは、仕事をする能力や場があるにも関わらず、これを活用する意思が認められず、法第4条に定められたあらゆるものを生活維持のために活用するという保護の受給要件を満たしていないと判断したため。

【根拠】法第4条(保護の補足性)及び「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」(平成21年3月18日社援保発第0318001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

【却下後の対応について】請求人に対し説明済みのセンターの利用の検討を助言する。

平成30年7月30日

請求人へ架電し保護開始申請が平成30年7月27日付け却下の決定となったこと、決定は文面で発送されることを説明する。

母あて7月13日に発送した扶養援助照会が「あて所に尋ねあたりません」と返戻される。

イ 本件決定の正当性

〈保護開始申請の却下について及び保護の補足性の原則について(法第4条)〉

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」として、保護の補足性の原理を定めており、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第4においては、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。」と示されている。

稼働能力を活用しているか否かについては、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日厚生省発社第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第4-1において、「①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力

を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。」と示されている。

また、局長通知第4-2では、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけでなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」とされ、同第4-3では、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」とされ、同第4-4では、「就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」と示されている。

さらに、現に就労している者の稼働能力の活用状況が十分であるか否かについては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第3号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)同第4の1の答において、「局長通知第4で示した稼働能力についての判断基準は、現に就労している者についても当てはまるものである。」とされ、その者の現在の就労状況が局長通知第4-2により評価した本人の稼働能力から見て妥当な水準にないと認められる場合には、局長通知第4-3及び第4-4で示した事項を含めて同第4-1により客観的かつ総合的に判断するよう示されている。

本件において処分庁は、請求人の健康状態が良好であり、過去に、長期間にわたって就労経験があることを踏まえ、仮に、保護開始申請時点で、同居人の事業に就労している状況であったと考えたとしても、本人の稼働能力から見て妥当な水準にないことから、稼働能力の更なる活用が可能な者であると判断した。なお、地域における求人内容等に特別の事情はなく、また、育児や介護の必要性など請求人の就労を阻害する要因も認められないことから、請求人は、就労の場を得ることができない状況ではなかった。

そして、処分庁は、保護開始申請時等において、請求人に対し、申請に対する決定が原則として14日以内に行われることを説明するとともに、求職活動状況申告書と別紙を合わせて計20欄の記載欄を求職活動実績で埋めることを目安に、真摯な求職活動を行うことを助言していた中で、保護開始申請日から9日後に中間報告として提出された求職活動状況申告書によると、6欄4件のみの活動実績しか確認できなかった。

また、当該中間報告の際に、処分庁から請求人に対し、さらに真摯に求職活動を行うことについて助言をしたものの、その8日後の時点において、求職活動状況申告書への追加記載事項はなく、就労面談支援員等の提案に対しても1件しか応募しなかったなど、積極的に求職活動を行う意思は見受けられなかった。

これらの事実を踏まえ、処分庁は、請求人の稼働能力の活用状況について、ケース診断会議において組織的に検討した結果、請求人に稼働能力を活用する意思がなく、稼働能力の活用がなされていないと判断したものの、請求人が奮起して求職活動に取り組むことを期待し、直ちに保護開始申請却下決定をするのではなく、再度、請求人に助言を行った上で、改めて検討することとした。

しかし、請求人より、以後の求職活動の状況を踏まえる必要はなく、却下であればその結論を回答して欲しいと申し出があったため、再度、ケース診断会議を開催した上で、稼働能力が活用されておらず、法第4条の保護の要件を満たしていないことを理由に、本件決定を行ったものであるが、請求人の稼働能力の活用状況に関しては、次官通知、局長通知及び課長通知に沿って検討したものであり、本件決定に違法又は不当な点はない。

なお、処分庁から請求人に対する助言の内容や請求人の対応、処分庁の検討経過等については以下のとおりである。

請求人に対しては、利用しうる資産、稼働能力の活用、真摯な親族等への援助の要請、他法他施策の利用の検討についての以下の助言・説明を、平成29年11月24日の相談時、平成30年7月9日の保護開始申請時以降から保護の却下時まで継続的に行っている。

- ・親族等への真摯な援助要請の努力と、熱心かつ積極的な求職活動の必要性。
- ・保護の要否の決定は慎重な調査・確認・判断を要するため30日以内となる場合もあるが、原則14日以内に行われること。
- ・保護開始申請時に交付した求職活動状況申告書とその別紙計20欄を求職活動結果により埋め尽くすつもりで活動を行うこと。
- ・請求人が具体的な求職活動の実態を示すことができれば、保護受給の可能性は大きく高まること。
- ・請求人の自助による求職活動の他、処分庁の用意する就労支援制度の利用。
しかし求職活動中の請求人の態度等は次のようなものであった。
- ・平成30年7月9日保護開始申請時における申述は、請求人は平成29年11月24日以降も求職活動を行っていない。請求人は求職活動を新たな住居を確保してから行う。とのものであった。
- ・7月12日と7月13日の面談時間の遅延による到着。
- ・7月18日の求職活動報告の中間報告時には、処分庁が求めている活動状況との乖離が大きかったため、更なる真摯な求職活動を行うよう助言を行ったうえ、再中間報告日を設定する。
- ・7月26日再中間報告時に企業等への追加応募の報告がなかったため、十数件の具体的な企業への応募を助言する。しかし請求人からは興味を示す反応は見られなかった。暫時後1件のみ応募に応じる。

これらを踏まえて、7月27日開催された、保護の可否を判断する会議においては、請求人が求職活動に消極的であると考えられることから、会議開催時点で結論を出すならば、保護開始申請は却下が妥当であろうと判断された。ただし、請求人の求職活動の奮起を促したうえ、求職活動を確認し、より慎重な検討を行った後、8月8日までの時期に結論を出すものとした。

速やかに請求人にこの内容を架電説明したところ、請求人の反応は「保護受給の結論を特に後日とする必要はなく、申請却下ならば、その結論を伝えてほしい」との回答があった。この保護開始申請に対する決定の猶予を望まない請求人の言葉を踏まえて、7月27日同日、至急会議を再開し、請求人からの保護開始申請を却下することが妥当との結論に至ったものである。

〈保護の世帯単位の原則について（法第10条）〉

生活保護の申請権は国民の権利であり、申請者がいかなる時もこれを妨げられることはない。処分庁においても生活保護の相談に訪れた全ての相談者に対して申請権が保障されることについての説明を行っている。本人から保護の申請意思が表明された場合は、保護の要件等に適用しないことが明確であっても、保護開始申請書等を交付するなどの対応をとっている。

しかしながら、生活保護の相談窓口に来所する者は、保護の受給要件や生活保護制度の内容について知識を有していない場合が少なくないため、保護の実施機関は面接相談の場でこれら制度の内容をよく説明し、十分な理解を得ることが必要である。また相談者の状況をよく聴取し必要な助言を行うことも重要である。このようなことから保護の申請に先立ち面接相談を行うことは保護の申請権の侵害に当たるものではないとされている。

請求人と同居者は雇用関係である又はあったと請求人は主張するが、処分庁の所管区域外で同居を開始した後、平成28年2月に処分庁の所管区域内住居で同居を開始したとの申述があり、この間、同一の住居に居住し、長期間生計を一にした生活が継続されてきた。

このことは請求人単身での申請を妨げるものではないが、同居人から近日中の退去を打診又は命じられ今後住居を喪失する可能性が高くとも、保護開始申請日現在の状況は依然として同居が継続していると思料される状態であるため、法第10条では、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」として、保護の世帯単位の原則が定められていることから、同居人との同一世帯での申請を行ってはどうかとの助言を、平成29年11月24日の請求人の相談時に行ったものである。

なお、平成30年7月9日保護開始申請当時の請求人の同居関係や同一生計関係の有無等、同一世帯か否かについては、同居人又は同居人であった者からの申述が得られない限り検証はできず、同居関係の継続があれば、実態と一致していない申請がなされた可能性を排除できないが、これとて請求人からの申請を妨げる理由にはならないの

である。

以上のとおり、本件決定は、法に基づいて適法に行ったものであり、違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

(2) 審理員が平成30年12月25日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 前記1請求人の主張(2)アの平成29年11月24日について

請求人単独での保護開始申請を妨げるものではないこと等、保護の申請権の保障の説明を行っている。ただし請求人とその同居者との長期間の同一生計関係が相談時においても継続されていると思料されるため、法第10条の保護の世帯単位の原則について説明し、保護開始申請を行うならば、同居人との同一世帯による保護開始申請を行ってはどうかとの旨の助言を行った。これによらない場合は、処分庁は同居人に対しての調査権等を持ちえず、世帯の資産や収入状況等の把握ができないため請求人の世帯が困窮状態の有無を判定することができず、申請がなされても却下の可能性が高くなること等の助言説明を行い、これを請求人が理解し承したものと認識している。

イ 前記1請求人の主張(2)アの平成30年7月9日について

- 同居人が営むアパレル販売業の廃業の決定権を請求人が持つか否かについて処分庁は関知しないが、同居人がアパレル販売業の廃業を行う予定であると請求人が申述した内容を記したものである。
- 助言の範疇での保護の世帯の原則の説明を行ったものである。
- 住居を喪失もしくは喪失目前との訴えと、同居人とはもはや同一世帯ではないとする請求人単身による保護開始申請意思が示されたため、同居人住居の住所地を用いずに申請を行ってはどうかとの旨の提案を処分庁職員が行い、請求人がこれを了承したものと認識している。
- 「拒絶」の用法について、悪意を意図したものではない。
- 請求人の熱心な求職活動の確認などに慎重を要する場合は、保護の開始の要否の結論が保護開始申請後14日を超える場合があることは、保護開始申請日当日と、少なくとも平成30年7月18日にも請求人に対し説明を行っている。

ウ 前記1請求人の主張(2)のアの平成30年7月12日について

- 督促の連絡を受けてから来庁までの間に請求人のシャワーを浴びる時間があったかの考察等を述べているのではなく、処分庁が督促を行った際の請求人の対応を記したものである。

・朝は弱いため、午前中はゆっくりしていたい旨の発言がなされたと認識している。

エ 前記1請求人の主張(2)のアの平成30年7月13日について

- ・前日の平成30年7月12日20時頃に請求人が母へ援助の要請を電話で行ったとの報告を処分庁は請求人から受けている。
- ・請求人と母の申述内容の矛盾は、平成30年7月12日14時48分に請求人が母へ架電したとの内容を含めて、処分庁にとっては検証が困難な事項と認識している。
- ・請求人と調整したうえでの来庁の時間指定や、予定の時間を経過後に督促を行うことが異常なことであるとの認識はない。
- ・通信業者による情報の保存期日経過により記録が抹消されているため、処分庁の当日の業務用電話の送受信記録を以てしての、処分庁から請求人への督促の事実の立証は困難であるが、処分庁職員は請求人等への対応の記録を原則当日に作成しているため、事実誤認の可能性は極めて低いと認識している。

なお平成30年7月12日に続き、連日請求人へ来庁の督促を電話で行った処分庁職員は、今後は請求人へ来庁の督促は行わないので自己の時間管理を厳とするよう等助言している。請求人の日時遅延による来庁はこれより後発生していない。

オ 前記1請求人の主張(2)のアの平成30年7月18日について

- ・平成30年7月9日の保護開始申請時において、法4条の保護の補足性、とりわけ真摯な求職活動の必要と、求職活動の状況を求職活動状況申告書とその別紙の計20欄の申告欄を埋めること等、具体的な活動量等の目安と、原則14日間以内に保護の要否が決定される等の具体的な活動期間の説明助言を請求人に対し行っており、保護開始申請時において請求人もこの助言を理解したものと認識している。
- ・平成30年7月18日の中間報告における請求人からの求職活動状況申告書による求職活動の報告は、保護開始申請後14日後には達していないものの、応募のない求人検索のみに費やした日を含め、求職活動状況申告書の欄は6欄4件が埋められているのみであり、またハローワークによる活動欄への確認欄の押印は3欄に留まっていたため、中間報告時現在少なくともこれに倍する求職活動状況申告書による求職活動結果が求められていることを助言したものである。

カ 前記1請求人の主張(2)のアの平成30年7月26日について

- ・求職活動状況申告書による求職活動状況の報告を求めることは、平成30年7月9日の保護開始申請時より請求人に対して助言を行っており、さらに少なくとも平成30年7月18日の中間報告時においても、追加設定した平成30年7月26日の再中間報告時に平成30年7月18日以降の追加の求職活動状況を求職活動状況申告書で報告することの助言を行っている。
- ・「採用が決まれば保護受給開始の可能性が高くなるであろう」等の処分庁職員からの助言については、請求人が数少なく応募した企業の中からでも採用の結果を得られ

れば、その後の請求人の求職活動の継続は不要であると認識する。

しかし請求人が採用の結果を得られていない限りは、採用の結果を得られるまで請求人には真摯な求職活動を継続する必要があったと認識する。

平成30年7月18日の中間報告時において、6欄4件の求職活動状況が記載された求職活動状況申告書のみを収受し、未記載の求職活動状況申告書別紙は収受することなく返却し、新たに求職活動状況申告書を交付した。

平成30年7月26日の再中間報告時において、請求人の平成30年7月18日以降の追加の求職活動状況は、平成30年7月25日に行われた自動車部品倉庫業の面接のみであり、追加で新たな企業への応募は行われていないことを聴取により確認したため、処分庁より求職活動状況申告書の提出は求めなかった。

しかし処分庁が聴取した内容以外の求職活動の成果が請求人にあったのであれば、請求人から主体的に書面で申告すべきであったと認識している。従って、求職活動状況申告書を「特に提出を求められることはなかった」とする請求人の主張については、再中間報告を追加設定した前提が、中間報告時からの請求人の求職活動状況の進捗状況を確認するものであるため、反論の理由として合理性を欠くものであると認識する。

なお、最短で平成30年7月26日中に自動車部品倉庫業の採否の結論が出るとの発言は、反論書の指摘どおり請求人からの発言ではなく、就労支援面談支援員もしくはハローワーク職業相談担当によるものである。

請求人が反論するところの面接にふさわしい服が準備できなくても、保護開始申請が却下されれば転居が困難となる可能性等が今後あろうとも、請求人はその自身で困難と考える状況下においても最大限の真摯な求職活動を行う必要があり、また処分庁管内とその周辺には、徒歩圏内の求人企業が多数あるため、反論書の内容は請求人が求職活動を行わないこととの理由として妥当ではないと認識する。

請求人が猫を飼育している事実を処分庁は把握していなかったが、処分庁が配慮すべき事項ではないと認識している。

なお、請求人が応募先企業に対し虚偽の申告を行ってはならないことは、当然であると認識している。

請求人が片肘に顎を載せ面談に応じていることを、企業面接時においてはあってはならない姿勢であると察めたことは、企業の採用面接時等において請求人の不採用の可能性を少なくするための、適切な助言が行われたものと認識している。

キ 前記1請求人の主張(2)のアの平成30年7月27日について

請求人の求職活動の確認について、前述のとおり、求職活動状況申告書を「特に提出を求められることはなかった」と反論する請求人の主張については、再中間報告の設定目的が平成30年7月18日の中間報告時からの請求人の求職活動状況の進捗状況を確認することが前提となっていることから、反論の理由として合理性を欠くものであると認識する。

- ・求職活動の消極性の是非について、請求人は一定期間内での一定の求職活動が処分庁の助言以上のペースとなっていると反論するが、請求人の具体的な求職活動量等の目安と活動期間についての説明助言は保護開始申請時の請求人に対し行っている。従って請求人が求職活動期間を恣意的に抽出し、一定期間内においては処分庁が助言する水準の割合以上の求職活動を行っていたとする請求人の反論は、妥当性を欠いていると認識する。
- ・請求人への対応や方針は、日常業務中での口頭や文書等で組織的に確認や検討がなされており、申請後14日を経過した平成30年7月27日に初めて行われたものではない。
- ・それでも申請後14日を経過した平成30年7月27日に、請求人の保護の要否の結論について検討を行う会議が開催された理由は、以下の経過を踏まえたうえで保護開始申請後14日以内に保護の要否の結論を拙速に決定することなく、保護開始申請却下の結論に至る直前まで、請求人の求職活動が真摯なものへと改善される可能性を考慮してのものである。
- (ア) 保護開始申請日から9日後に設定した平成30年7月18日の請求人からの求職活動状況の中間報告時において、請求人の求職活動状況が、処分庁の助言した水準を達成していなかった。
- (イ) そのために請求人の求職活動の奮起を促したうえで、追加で求職活動状況の再中間報告の日程を中間報告から一定期間後の平成30年7月26日に設定した。
- (ウ) 平成30年7月26日の再中間報告時においても、請求人は中間報告までに応募を行っていた企業の採用面接以外に新たな企業への応募を行っておらず、処分庁側からによる請求人への追加の応募の必要の助言を行った暫時後に1件のみの応募を追加したのみである。
- ・保護開始申請後14日以上を経過した段階でも、平成30年7月26日に追加応募した1件を含む計5件の企業への応募しかなく、請求人の求職活動は消極的なものであったと判断した。平成30年7月25日に請求人が面接まで至った企業は1件あるが、請求人が採用の結果を得られていない状態であった限りは、企業への追加の応募を行う助言を請求人に対し与えたことは妥当であると認識している。
- ・以下の反論書の記述内容等について処分庁は請求人から報告を受けたと認識していない。「同居人は3社からの引越し見積もりをとっており近々退去する予定であると考えられること」「同居人には金銭的なトラブルを避けるためにも、生活保護の申請をしていることは説明していない」
- ・保護の可否についての結論は、平成30年7月27日時点までの請求人の求職活動状況から稼働能力の活用状況を判断したものであるが、結論が平成30年7月27日となったことは、請求人からの申出によるものと認識している。
- ・保護開始申請却下後に、請求人が保護開始申請中に応募を行っていた企業に採用されていたとしても、保護の要否を検討した会議の開催時点では、請求人の採否は決定しておらず、そうである以上、請求人へ更なる求職活動の奮起を促すと共に、会議の開

催時点で応募中であった企業の採否結果等を待つため、保護の要否の結論を保護開始申請後最大30日まで猶予することは妥当な判断であった。しかしながら上記内容を請求人へ説明した上でも、結論を猶予する必要なしとの請求人からの申出があったことから、その時点までの求職活動により判断することとなったものである。

・住居を持たず、手持金が僅かまたは無い者が利用しうる施設への入所利用等を保護開始申請時より請求人に対し提案し助言している。保護開始申請却下の決定を行った平成30年7月27日現在でも同居人との長期間の同居を継続している請求人が、例えば目前に同居関係の解消の事実があったとしても、金銭が無いまたは僅かだから求職活動を増やすことができないということは、合理的な説明ではないと認識する。

ク 前記1請求人の主張(2)のアの処分庁の最終的なまとめについて

・反論書の指摘にある事実の誤認が起こらないよう、慎重かつ丁寧に保護相談申請時から保護開始申請却下までの対応や処理等を組織的に行っており、反論書にある事実誤認は皆無であると認識している。

・処分庁は、請求人の保護開始申請時から本件決定時まで、請求人が達成可能と考えられる範囲の具体的助言を行っており、また住居を喪失もしくは喪失目前、所持金も残少と訴える請求人に対し施設等入所等の検討の助言を併せて行っている。

・本件決定に至った理由は、請求人がその稼働能力を十分に活用する意志がないと検討会議開催時点で処分庁が判断したことによる。しかし、その決定が保護開始申請後30日を待つことなく保護開始申請日の18日後である平成30年7月27日に行われた理由は、請求人からの保護開始決定の要否を猶予する必要なしとの申し出によるものであると認識する。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年7月9日付けの受付面接記録票には、説明・助言内容として、「熱心かつ積極的な求職活動の必要を助言する。」との記載がある。

イ 平成30年7月9日付けの資産申告書には、「現金 有 10000円」、「預貯金(銀行等) 4432円、402円」との記載がある。

ウ 平成30年7月12日付けのケース記録票には、「平成30年7月9日 保護申請時に以下の内容を請求人へ説明済み。

・求職活動状況申告書及び別紙20欄をすべて埋めるつもりで活動すること。

・就労の成果を得られるかは、相手あつてのことだが、熱心かつ積極的な求職活動自体は相手によらず請求人自身の努力で伸ばすことができること。

・ただし請求人が具体的な求職活動の実態を示せば、保護受給の可能性は大きく高まること。

・自助による求職活動のみならず、処分庁の [] の利用を検討すること。
請求人これらを了承したため、7月12日13時に初回の就労支援面談についての初
回支援日を設定していた。」との記載がある。

エ 平成30年7月18日に処分庁が受理した求職活動状況収入申告書には、6件の求
職活動状況の記載があり、同月13日の2件、同月18日の1件の求職活動について
は、ハローワークの確認印が押印されている。

オ 平成30年7月18日付けのケース記録票には、「請求人の活動状況は本日現在少な
くともこれに倍する活動状況の結果を求めていることを説明し、さらなる熱心かつ積
極的な求職活動を行うよう助言し、7/26に再中間報告を設定し請求人の奮起を促
す。」との記載がある。また、「現住居の退去日について、今月末とは考えるが、これが
確定かどうか同居人に未だ確認していないとのこと。保護の要否の結果がもたらすシ
ミュレーション、申請却下後の自立支援センター入所の説明を再度行う。」との記載が
ある。

カ 平成30年7月23日付けのケース記録票には、「請求人来所。新住居への、敷金等
支給申請書及び重要事項説明書の写しを受理する。」との記載がある。

キ 平成30年7月26日付けのケース記録票には、「求職活動状況申告書による、7月
18日からの追加の求職活動の報告は得られなかったが、昨日7/25応募していた
自動車部品倉庫業が書類選考を突破し、面接が実施された。最短で本日中に結論がでる
とのこと。引き続き二重三重にあらゆる企業への応募をするべきであると助言するが、
請求人は「面接に着る服がない」「住居を得られるかどうかの状況下では、勤務先の選
定もままならない」とこれ以上の求職活動に積極的ではない様子である。(中略) 暫時
後、同業の自動車部品倉庫業の1件のみに応募する。」との記載がある。

ク 平成30年7月27日付けのケース診断会議記録票には、ケースの問題点・診断事項
として、「保護の補足性の原理から請求人の熱心かつ積極的な求職態度を慎重に観察し
ているが、このため本日現在申請日から18日が経過している。(申請日から30日目
は8月8日水曜日) 予定では7月末をもって住居を喪失することとなっているが、一
方、自立支援センター利用の助言も申請段階で行っている。本件はさらなる慎重な検討
を要する事案と考えられるが、本日時点で保護の要否の結論を出すべきか、請求人の求
職活動を今暫く観察すべきかの検討を行いたい。」との記載があり、決定事項として、
「(結論) より慎重な検討を行うため、今後も請求人の求職活動等を観察し、申請日か
ら30日となる8月8日までの然るべき時期に結論を出すものとする。(理由) 本日現
在で保護開始の要否を判断するならば、請求人の求職活動の消極性等から申請却下が
妥当である。しかしながら請求人の求職活動における奮起を期待するため、結論を猶予

する。(中略)〈その後の請求人の反応〉16:00本日の診断会議の結論について請求人に架電する。請求人の反応は「保護受給の結論を特に後日とする必要はなく、申請却下ならば、その結論を伝えてほしい。」とのこと。との記載がある。

また、ケース診断会議を再開催した結論として、「〈結論〉保護の申請の却下が妥当である。(理由)請求人が昨年秋より仕事を失って以降も求職活動を行っておらず、また昨年11月24日の来訪相談時や申請時にも熱心かつ積極的な求職活動の助言を行っていたが、申請日以降もこれが行われていないことは、仕事をする能力や場があるにも関わらず、これを活用する意思が認められず、法第4条に定められたあらゆるものを生活維持のために活用するという保護の受給要件を満たしていないと判断し、保護の申請を却下する。」との記載がある。

理 由

1. 本件に係る法令の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と定め、同条第5項は、「第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。」と定めている。

(3) 法第29条の2は、「この章の規定による処分については、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。」と定めている。

(4) 次官通知の第4は、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。」と定めている。

(5) 局長通知の第4は、

「1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具

体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけでなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」と定めている。

(6) 局長通知の第11の1の(2)は、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養・他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」と定めている。

(7) 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)のIの1の(4)は、「保護の要否判定、保護の決定にあたっては、各種調査に速やかに着手し、必要な調査は全て実施する。調査を法定期限内に終わることができない場合には、申請内容に係る疑義の程度や申請者の困窮状況等を個別に検討した上で、期限を延長する必要がある場合には、申請のあった日から30日を限度として延長する。その際、主に査察指導員による進行管理や調査結果の点検等を行うなど組織的に管理し、延長等の判断を行う必要がある。」と定めている。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書(以下「答申書」という。)の要旨について

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 稼働能力の活用について

稼働能力については、前記1(1)のとおり、「資産」「その他あらゆるもの」と並び、それを活用することが保護を適用するための要件として規定されている。

請求人に稼働能力があることには争いがなく、処分庁は、請求人に対し、熱心かつ積極的な求職活動を行うよう助言したが、これに従わず十分な求職活動が行われなかったことから、法第4条に規定する保護の受給要件を満たしていないとして、本件決定を行ったことが認められ、前記1(6)の規定にも沿うものである。

(イ) 請求人の求職活動について

真摯な求職活動の内容や頻度等について具体的な基準は定められてはいないものの、請求人が提出した求職活動状況報告書によると、保護申請時の平成30年7月9日から同月27日の本件決定までの間に求職活動を行ったのは5日間であり、ハローワークから紹介を受けたのは3件に過ぎず、処分庁が、求職活動の内容・頻度等の充実を求める必要があると判断したことは首肯できるものである。

また、処分庁は、請求人の求職活動等の状況を鑑み、保護の申請に対する判断の猶予を申し出ているにも関わらず、請求人はこれを拒否している経緯からも、請求人には稼働能力を活用する意思が認められないとして、本件決定を行った処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

(ウ) まとめ

以上のとおり、請求人が真摯な求職活動を行っているとは言えないとした処分庁の判断には一定の合理性が認められ、保護の要件を欠くものとして行った本件決定に違法又は不当な点があるとまでは認められない。

(2) 答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 請求人の世帯、資産・収入について

本件における主な争点は、本件申請当時、請求人がその稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用していたか否かである(法第4条第1項)。

ただ、本件では、この争点とは別に、本件申請を受けて保護を開始すべきであるかを決定するにあたって、⑦請求人が同居人と同一世帯であると認定されるか、また、⑧請求人の有する収入及び資産の状況がその最低生活費を上回るものであるかについても、処分庁は審査しなければならない。⑦及び⑧は、請求人に対して保護を開始すべきであるかを判断する上で重要な要件であることから、はじめにこれらの点について検討する。

a まず⑦の同一世帯の認定について、処分庁は、「平成30年7月9日保護開始申請当時の請求人の同居関係や同一生計関係の有無等、同一世帯か否かについては、同居人又は同居人であった者からの申述が得られない限り検証はできず、同居関係の継続があれば、実態と一致していない申請がなされた可能性を排除できないが、これとて請求人からの申請を妨げる理由にはならないのである。」と主張している。また、1回目の診断会議の記録票には、その時点で同居人と同一生計関係にあり請求人の単身での申請は世帯単位原則に違反している可能性があるという記述がみられる。

法第10条本文は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」と規定する。世帯の認定に関して、次官通知第1により、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。」とされている。保護の実施機関は、保護開始申請を受けると、申請者の申告を基に、家庭訪問等の調査を経て、居住及び生計の同一性を認定する。

しかしながら、処分庁が、請求人が同居人と同一生計関係にあるか否かという点について、同居人に質問する等、具体的にどのような調査を実施して、請求人と同居人が同一世帯であるか否かを判断したのか、事件記録から確認することができない。この点に関する本審査会の質問に対する処分庁の回答は、「請求人に対して、平成30年7月18日及び同月26日來所時に退去日について確認し、両日とも同居人への確認を行っていないとの申述を得た。」というものであった。

この回答をみても、処分庁は、同一世帯の認定について、請求人の申述のほかに調査をしておらず、請求人と同居人が同一世帯であるとの認定に至っていないことは明らかである。

したがって、請求人の申述に反して、本件申請当時、請求人が同居人と同一世帯であったという事実を、事件記録等からは認めることはできない。また、同居人の住居からの退去を求められており、住居を喪失するおそれがあり、新たな住居を探す必要があるという状況にあったという請求人の申述について、これを否定する事情は事件記録等から認められない。

b 次に⑧の資産・収入については、本審査会が、請求人の資産申告書及び収入申告書の記載内容以外に、処分庁がどのような調査、認定を行ったのかを質問したところ、処分庁は回答書で、「法第29条に基づき、平成30年7月11日に預貯金及

び生命保険の調査を行った。」と回答し、照会先金融機関等の回答結果を示す資料を添付している。

その内容を見る限り、本件申請当時、請求人が、資産申告書、及び収入申告書で申告した額のほかに資産及び収入を有しており、それらによって自身の最低生活を維持することができたとは認められない。

したがって、事件記録及び回答書から、本件申請当時、請求人の所持する現金は1万5千円弱、収入はゼロであり、自身の最低生活を維持できるだけの資産・収入を有していなかったと認定することができる。

(イ) 請求人の稼働能力活用意思の認定について (その1)

前記(ア)の認定を基に、請求人が、本件申請当時、稼働能力を活用する意思を有していたかについて、以下、検討する。

a 局長通知の第4(前記1(5)参照)によれば、まず、①の稼働能力があるか否かの評価については、「年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと」になる。

請求人は、本件申請当時、45歳の男性であり、健康状態は良好、就労支援の初回面接ではパソコンスキルがあると評価されている。また、その生活歴・職歴から、請求人は稼働能力を有すると認められる。

本件では、請求人が稼働能力を有することについては争われておらず、②の稼働能力を活用する意思があるか否かが争点となっている。

処分庁は、局長通知の第4に従い、本件申請時、請求人が稼働能力を活用する意思があるか否かを認定するために、求職状況申告書の提出を求め、その求職活動の実施状況を具体的に把握することとしたものと認められる。

b 本件で請求人に稼働能力を活用する意思があるかを認定するにあたって、まず、本件申請のあった日からどの時点までの期間に行われた求職活動の状況を基に判断するのが問題となる。

(a) 保護の実施機関は、法第24条第5項本文に従い、原則として、申請のあった日から14日までに、②の稼働能力を活用する意思があるか否かも含め、保護の受給要件を満たすかを審査、認定して保護の決定を通知しなければならない。他方で、同項は、但書で、扶養義務者の資産・収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、保護の決定の通知を申請のあった日から30日まで延長できることを認める。

たしかに、稼働能力活用の要件は、資産・収入の要件と異なり、事柄の性質上、これを客観的に認定するのは容易ではない。しかしながら、迅速な保護の開始と

いう同項の趣旨からは、稼働能力活用要件の認定が一般に困難であることを理由に、保護の決定の通知を30日まで延ばすことはできない。

それゆえ、申請日から14日までの申請者の困窮状況を斟酌しつつ、当該ケースの個別事情に即して、同項但書にいう「特別な理由がある場合」に当たるかを慎重に判断しなければならない。

(b) 本件で、処分庁は、請求人の求職活動の中間報告が行われた平成30年7月18日の面談の時点で、次の中間報告の日を、本件申請のあった同月9日から14日を過ぎた同月26日(木)に設定し、請求人の奮起を促した。そして、本件申請のあった日から14日以内に保護の決定の通知を行わず、これを延長した。本件決定の通知書の「この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由」には、「稼働能力調査に日時を要したため」と記載されている。

そこで、本件では、処分庁が請求人の稼働能力を調査する中で、具体的にどのような事情が存在したことをもって「特別な理由がある場合」に当たると認められるのが、問題となる。

(c) この点について本審査会が処分庁に質問したところ、処分庁は回答書で、「請求人同意のうえ「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用し、平成30年7月13日のハローワークのナビゲーターとの面談で次回面談を同月26日と保護申請から14日以降に設定されており、同月18日の中間報告時点で採用に至っていないことから求職活動を継続する必要があることは明白であるため」と回答している。

つまり、この回答書では、処分庁が「特別な理由がある場合」に当たると判断した理由のうち、まず1点目は、「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用し、平成30年7月13日のハローワークのナビゲーターとの面談で次回面談を同月26日と保護申請から14日以降に設定されて」といたものである。

もっとも、この点について、処分庁が保護の申請者に「生活保護受給者等就労自立促進事業」を利用させることのみをもって、「特別な理由がある場合」に該当すると解することは、法第24条第5項本文の趣旨を潜脱することになり、許容されない。

また、本件でナビゲーターとの次回面談が同月26日に設定された点に関して、「特別な理由がある場合」に当たると認められる事情が存在したことを示す記述を、事件記録等の中に見出すことができない。

次に、2点目は、「同月18日の中間報告時点で採用に至っていないことから求職活動を継続する必要があることは明白である」というものである。この回答を文字通りに解するならば、処分庁が、請求人の求職活動が採用に至らなかったことを理由に、未だ稼働能力活用意思を有しているとは言えないとして、延長を決定したということになる。

この点に関して、請求人は、「ケースワーカーより応募結果について「就職が決まりそうなら待つてよい」との趣旨で審査の延長を伝えられましたが、審査は稼働の能力の活用、求職活動の行為自体の審査であり、就職の確認をもって審査するとは誤りであるはずで」と主張している。

処分庁の回答が、稼働能力活用意思を、求職活動の結果として採用に至ったか否かを基準に認定することを意味するのであれば、そのような解釈運用は、法第4条第1項に反しており、局長通知の第4に示された従来の行政解釈にも合致しないと云わなければならない。

(d) さらに、処分庁は、求職活動の中間報告が行われた平成30年7月18日の面談の時点ですでに、次の中間報告日を本件申請のあった日から14日を過ぎた同月26日に設定していた。つまり、この時点で、処分庁は、請求人の求職活動を不十分であると認識していたことが認められるが、法第24条第5項但書にいう「特別な理由がある場合」に当たる事情を、どのように判断、決定したのかは、事件記録及び回答書をもみても依然、不明である。

この点に関して、請求人は、申請日から14日以上経った7月27日に初めてケース診断会議が開催されたことが問題である旨を指摘している。これに対して処分庁は、延長についてケース記録票の回付により組織的に確認したと主張する。

通例、ケース記録票の回付は当該ケースの担当者による記録を福祉事務所内で回覧するものであり、組織的な検討・決定をするためにはケース診断会議等の会議が開催され、その会議記録が保管される。

本件では、ケース記録票には、三者の捺印がみられるだけで、本件で「特別な理由がある場合」に当たる事情があることを処分庁が慎重に検討し、組織内で決定権限を有する職員が判断・決定したことを示す手がかりは見出されない。また、その他、組織的に検討、決定したことがうかがえる記述は、事件記録等の中に見られない。

それゆえ、本件で、処分庁として、「特別な理由がある場合」に当たる事情があるかを慎重に検討して決定したとみることはできない。

(e) 以上より、本件において、法24条第5項但書にいう「特別な理由がある場合」に当たる事情が存在したと認めることはできない。それゆえ、処分庁は、本件申請のあった日から14日に当たる平成30年7月23日までに、請求人が稼働能力を活用する意思を有するか否かを認定して、保護の決定の通知を行うことが求められていた。

したがって、請求人が稼働能力を活用する意思を有していたかは、本件申請のあった平成30年7月9日から同月23日までの間に行われた求職活動の状況を基に認定するべきであったと言える。

c 本件申請のあった平成30年7月9日から同月23日までの間に行われた求職活動の状況を基に、請求人が稼働能力を活用する意思を有していたと認められるかは、後記(ウ)で検討するが、その検討に当たって、まず、本件申請より前の請求人の事情を、稼働能力活用要件の認定において考慮できるかが問題となり得る。本件で注視されるのは、本件決定の通知書に付記された「却下の理由」に、「あなたは平成29年秋より仕事を失って以降も求職活動を行っておらず」と記載されていることである。

この点について、請求人は、同居人の事業で就労することを前提に住居を提供してもらっている以上、本件申請までそれに専念せざるを得ないため、他の職を求めらる活動をしていなかったこと、新たな住居を確保してから求職活動を行うつもりであったことを主張している。

こうした本件申請より前の事情、すなわち、請求人が以前に保護の申請に赴いた平成29年11月24日以降、本件申請に至るまで求職活動をしていなかった事情は、生活保護が困窮に至った原因を問わずに実施されることに鑑みると、請求人の稼働能力活用意思の認定に際して消極的に考慮されるものではないと解される。

d 後記(ウ)の検討に当たって、次に、処分庁が請求人に対して求職活動を増やすよう助言指導していたことを、稼働能力活用要件の認定においてどこまで考慮できるかが問題となる。

(a) この点に関して、処分庁は、請求人が求職活動に消極的であると考えられるから、現時点で結論を出すならば申請却下が妥当であろうと判断したが、請求人の求職活動の奮起を促した上で今後の求職活動を確認し、その後により慎重な判断を行って結論を出すという考え方を示している。

たしかに、局長通知の第11の1の(2)(前記1(6)参照)によれば、申請者が、稼働能力の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして申請を却下することが認められている。

(b) ただし、この局長通知に従った運用をするに際して注意しなければならないのは、法第27条に基づく保護受給者に対する指導又は指示とは異なり、保護の実施機関は、申請者が指導に従わないことを理由に申請を却下することは許されないという点である。つまり、申請却下処分が認められるのは、あくまで申請者が保護の受給要件を満たさない場合である。

このことは、法には、申請者の指導違反を理由とした申請却下を認める規定が存在しないことから明白である。併せて、行政手続法第7条に従い、行政庁は申請に対して遅滞なく審査を開始して応答する義務を負い、申請者に指導を

行っていることだけを理由に審査及び応答を遅延させることは許されないことからも明らかである（行政手続法第2章「申請に対する処分」の規定は、法の第4章の規定による処分に適用される。前記1（3）参照）。

(c) 厚生労働省も、稼働能力活用要件に関して、この理を前提とした解釈を示している。たとえば、平成25年12月10日に開催された「生活保護制度の見直しに関する説明会」において、厚生労働省は、「運用の留意事項」の一つとして、保護申請者に対してハローワークでの具体的な求職活動を指導することは保護開始決定前には認められていないこと、すなわち、「生活保護の申請後、保護決定の前の段階において、求職活動の状況の報告を求めるのではなく、ハローワークでの具体的な求職活動を指導するなど不適切な事案が指摘された。保護の申請後、その決定、実施に当たって、保護の受給要件を満たしているかどうかを確認するために、保護申請をした方から資産、収入の状況がわかる資料、求職活動状況報告書等の資料の提出を求めることや病院への受診を助言指導することは認められているところであるが、上記のようにハローワークでの具体的な求職活動の指導等は、保護の開始決定前には認められていない。これらの指導は、保護の開始決定後に法第27条に基づく指導及び指示として行われるべきものであることに留意願いたい。」と述べている。

この趣旨に鑑みると、処分庁は、本件申請のあった日から原則14日以内に行う決定前に、稼働能力活用要件を認定するため、請求人に求職活動状況申告書の提出を求めて求職活動の実施状況を把握することは認められるものの、保護開始決定前にハローワークでの具体的な求職活動を指導すること、指導を理由に30日まで保護の決定を延長すること、ましてや指導に従わないことを理由に申請を却下することは、適切でない認められる。

それゆえ、平成30年7月27日に、処分庁が、請求人の求職活動等の状況に鑑み、請求人に対し、熱心かつ積極的な求職活動を行うことへの奮起を期待して、結論を猶予する旨述べたにもかかわらず、同人がこれを拒否したことをもって、稼働能力を活用する意思が認められないと判断することは妥当ではない。

(d) 以上より、請求人の奮起を促して求職活動を増やすよう助言、指導していたこと、また、「生活保護受給者等就労自立促進事業」を利用していただことを理由に、法第24条第5項但書にいう「特別の理由がある場合」に当たるとして30日まで延長することは妥当でないと言える。

(ウ) 請求人の稼働能力活用意思の認定について（その2）

前記（イ）を踏まえ、本件申請のあった日から14日に当たる平成30年7月23日までの期間において、請求人が稼働能力を活用する意思を有していたと言えるかを、以下、検討する。

a まず、申請者が稼働能力を活用する意思を有するか否かを認定する基準を定める規定は、法には存在しない。

(a) 行政手続法第5条によれば、行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（同法第2条第8号ロ）である審査基準を定め、公にする義務を負う。そして、同法第5条第2項によれば、行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

この規定の趣旨は、①審査基準が定立されることにより、行政庁の恣意的判断を許さず、申請の公正な処理の確保につながり、行政庁の判断過程の透明性が向上すること、②審査基準が申請しようとする者の知りうる状態に置かれることにより、許認可等を受けられるかどうかについて一定の予見可能性を得られるようにすること等であると説明されている。

(b) この趣旨を踏まえると、処分庁は、申請により求められた保護開始決定処分をするかどうかを法の定めに従って判断する基準を定めなければならない。実際、処分庁では、保護開始申請に関する審査基準として「福祉一法申一7」が定められ公表されている。しかしながら、そこには、稼働能力の活用について、「申請者やその家族が、働く能力に応じて就労収入を得ているか。」という基準が掲げられているにすぎない。

この点について、処分庁は、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価は、求職状況報告書等により申告させるなど、申請者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者の稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ、個別の状況に応じてその都度判断していくものであるため、目安の根拠となる内部基準は定められていない。」と回答書で述べている。

その回答からは、稼働能力活用意思が認められる求職活動の内容について、審査基準はもちろん、何らの内部基準も定められていないことが分かる。

(c) そもそも前提となるのは、稼働能力活用要件を含め、法第4条第1項の定める保護の受給要件の認定に関しては、行政庁の裁量は認められていないことである。それゆえ、個々の申請者が真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえて稼働能力活用要件を認定する上で、行政庁に裁量は認められない。

とはいえ、たしかに、個々の申請者の状況に応じて求められる求職活動の内容には差異があり、一律に客観的かつ具体的な基準を定めることには困難を伴うと認められる。

しかしながら、何らの内部基準もないまま、個々の申請者ごとに、その状況に応じて真摯に求職活動を行ったかどうかをその都度判断するという解釈運用は、

結果的に、保護の実施機関及びその担当者のケースごとの評価に大きく左右されてしまうことになる。ひいては、行政庁の恣意的判断を許さず申請の公正な処理を確保し、また、申請者が保護の開始について一定の予見可能性を得られるようにするという行政手続法の趣旨に悖るおそれがあるので、そうならないように留意すべきである。

(d) 本件で処分庁は、請求人に対し、本件申請時に、具体的な活動量等の目安として、求職活動の状況を求職活動状況申告書とその別紙に計20箇所ある申告欄に埋めること、及び、具体的な活動期間として、原則14日間以内に保護の要否が決定される等の説明助言を行っていると言っていた。

これに対して、請求人は、処分庁から求職活動についてこのままでは少ないと言われたので、「どれくらいすればいいのかと尋ねると50件でも100件でもやれるだけ、応募するだけならできるでしょう」と言われ、さらに、「就職決まりました、その間だけなんとかお願いします」となれば申請が通りやすいようなことをほのめかされたと述べており、さらに、求職活動内容を審査するのであって、結果をもとに生活保護の支給が左右されるものではないはずであると主張している。

(e) そこで、本審査会は処分庁に次のような質問を行った。すなわち、処分庁が請求人に対して、本件申請時、「求職活動申告書とその別紙の20箇所の申告欄を埋めること」を助言したこと、また、求職活動の中間報告日であった平成30年7月18日(水)の面談で、「少なくともこれに倍する求職活動状況申告書による求職活動結果」が求められていたと述べたことについて、具体的には、どのような活動内容ないし求職方法(自身での求人検索、ハローワークでの職業紹介、ハローワークによる活動欄への確認欄の押印、特定の求職先への応募、面接など)であり、また、どの程度の活動量(活動日数、及び1日当たりの上記各活動の件数など)であるのか、さらに、能力活用要件を充たすと判断することができる前記の活動内容ないし求職方法・活動量を導き出した根拠は、どのようなものであるのかという質問である。

この質問に対して、処分庁は回答書で、「処分庁が求めているものは具体的な数字をクリアすることではなく、あくまで説明・助言した目安に対して真摯に求職活動を行っているかどうかを個別に判断するものであるため、具体的な活動内容及び活動量を示す助言ではない。」と回答している。その一方で、回答書には、目安として示された求職活動内容を導き出した根拠については言及するところがない。

(f) この回答内容からは、求職活動状況申告書とその別紙に計20箇所ある申告欄に埋めるという処分庁の説明・助言の内容は、稼働能力活用意思を客観的に認定

するための基準ではなく、あくまで真摯に求職活動を行っているかどうかを請求人について評価するための目安に過ぎないこと、それゆえ、その数字の合理性を示す根拠を示す必要性がないとの認識であったことが分かる。

つまり、処分庁は、請求人の稼働能力活用意思について、何らかの内部基準に即して客観的な見地から判断したものではなく、同人が処分庁の助言に応じて真摯に求職活動を行ったと言えるかを、担当者が状況に応じてその都度評価し、それを基に判断した結果、本件決定を行ったものとみられる。

しかしながら、このような判断の方法は、行政庁の恣意的判断を許さず申請の公正な処理を確保し、また、保護の開始について申請者に一定の予見可能性を与えるという行政手続法の趣旨に合致しているとは言えない。

請求人の目線からみるならば、求職活動状況申告書とその別紙に計20箇所ある申告欄に埋めることで保護を受給できるという予見可能性を得ることができず、その結果、50件でも100件でも応募だけでもしなければ、また、採用が決まるまでは求職活動を高い水準で継続しなければ、保護の決定時期が延長されるだけで保護が開始されない、といった誤解と諦めの感情が生ずることになったと推認される。

(g) 以上より、求職活動状況申告書とその別紙に計20箇所ある申告欄を埋めるという求職活動内容に関する処分庁の目安は、行政手続法にいう審査基準に当たらず、また、その合理性についての根拠が示されておらず、本件で請求人の稼働能力活用意思を認定する基準として意味をもつものではなかったと言える。

b 請求人が稼働能力を活用する意思を有していたと言えるかを検討する上で、前記aのとおり、処分庁の審査基準ないし内部基準は存在しない。そこで、稼働能力活用意思の有無が正面から争われ、これについて詳細な司法判断が示された下記の2つの判決を参照する。

(a) 大津地判平成24年3月6日は、「稼働能力を活用する意思の有無については、それが争われている場合には、保護申請者が行っていた求職活動等の状況から客観的に判断すべきである。その程度については、一般に、就職活動を行うためには履歴書作成費用や面接のための交通費等が必要となるのであるから、生活困難者に対し、採用の見込み等を度外視して、その時点で行い得るあらゆる手段を尽くさない限り生活保護を受給することができないと解するときは、生活困難者に無理を強いることにもなりかねない。職を有しない生活困難者が就職をしようとする場合には、就職活動に必要な費用や採用の可能性、採用された場合に得られる賃金の額や支払時期、就労のために要する費用、就職活動をする間の最低生活の維持等といった様々な事情を考慮して、これらの適切なバランスを維持しつつ就職活動を行わなければならないのであり、生活困難者がこの

点を的確に判断して行動するのは必ずしも容易ではないと考えられる。そうすると、保護申請者に稼働能力を活用する意思があるかどうかを判断する場合においても、保護申請者がその時点までに行い得るあらゆる手段を講じていなければ稼働能力を活用する意思がないとするのは相当ではなく、多少は不適切と評価されるものであったとしても、保護申請者の行う就職活動の状況から、当該保護申請者が就労して稼働能力を活用するとの真正な意思を有していると認められるのであれば、そのことをもって足りるというべきである。」と述べる。

(b) また、大阪地判平成25年10月31日は、「稼働能力を活用する意思があるか否かについては、上記立法趣旨のとおり、申請者自らが最低限度の生活を維持するために努力すべきことが求められていることから、申請者には最低限度の生活を維持するための努力をする意思を有していることが必要である。もっとも、上記稼働能力の程度について掲げた考慮要素等からも明らかなように、申請者の有する資質は年齢や健康状態、生活歴、学歴等から千差万別である上、申請時におかれた困窮の程度も様々であること（求職活動に要する履歴書用紙の購入費用や、面接会場までの交通費等の捻出自体極めて困難な場合も少なくない。）に鑑みると、申請者に対して、その時点において一般に行い得ると考えられるあらゆる手段を講じていなければ最低限度の生活を維持するための努力をする意思があるとは認められないとすることは、申請者に不可能を強いることにもなりかねず、また国の責務として生活に困窮する国民に対する必要な保護を与えるとの理念にもとる事態を生じさせかねないものであって、相当ではない。このことからすれば、上記のような申請者の資質や困窮の程度等を勘案し、当該申請者について社会通念上最低限度必要とされる程度の最低限度の生活の維持のための努力を行う意思が認められる以上は、それが一般的にみればさらなる努力をする余地があるものであったとしても、なお稼働能力を活用する意思を有しているものと認めるのが相当である。」という。

(c) これらの判決に鑑みると、申請者の資質や困窮の程度、求職活動をする間の最低生活の維持、採用の見込み、交通費を始め求職活動にかかる費用、就労のために要する費用などの事情を度外視して、申請者が、一般に行い得ると考えられるあらゆる手段を尽くさない限り、稼働能力を活用する意思をもたないと認定するのは適切でないと言える。

c 以上の判決に鑑みると、本件においては特に、①採用の見込み、②求職活動にかかる費用、③求職活動の間の生活費、④就職に備えて新たな住居を探す時間等の事情を斟酌して、請求人が行った求職活動の状況から、その稼働能力の活用意思の有無を認定しなければならぬと解される。以下、この観点から検討する。

(a) まず、本件申請があった平成30年7月9日(月)に、処分庁は、同時に、処分庁の[]の利用を検討することを説明した。これを受けて、請求人が「[]」及び「生活保護受給者等就労自立促進事業」を併せて利用することに同意したため、その就労支援の初回面接日が同月12日(木)に実施され、その場でハローワークでのナビゲーターとの面談が翌日13日(金)に予約された。

請求人の求職活動状況報告書によれば、本件申請のあった日から同月12日までの間で求職活動をした日は同月12日のみであり、本件申請のあった日、同月10日(火)及び同月11日(水)は求職活動をした日として○〔マル〕が記されていない。

請求人は、本件申請のあった日は活動できなかった旨を述べている。他方、同月10日(火)及び同月11日(水)は、求職活動についてさらなる努力をする余地があったと言えるが、求職活動をしていなかった理由は事件記録からは明らかでない。ただ、本件申請まで同居人の事業で就労し、他の職を求めてハローワーク等を通じた活動をした経験がなかった点には、考慮すべき事情が認められる。

(b) 「生活保護受給者等就労自立促進事業」は、平成25年度から開始され、ハローワークと地方自治体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進するものである。厚生労働省の通知である「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」(平成25年3月29日職発0329第21号)によれば、支援対象者を個別に選定して、当該対象者ごとに、福祉事務所担当者とハローワークのナビゲーター等から成る「就労支援チーム」を設置し、同チームにより支援プランが策定される。支援プランに沿った就労支援の内容として、具体的には、履歴書等の作成指導、支援対象者のニーズに合った求人の提示、マッチング、職業紹介等が実施される。そして、これら就労支援を直接担当するのは、ハローワークのナビゲーターである。

平成30年7月13日(金)のハローワークにおける面談の記録から、ナビゲーターは、請求人の求職活動について積極的に評価していたものと認められる。請求人もまた、求職活動のプロであるハローワークの担当者との相談では、自身の求職活動について問題があると指摘されておらず、担当者の指示に従っていたこと、自分なりに熱心かつ積極的な求職活動を行っていた旨を主張している。

さらに、同日の面談の記録の中に、請求人が「次回7月26日の面談前に自分でこれだという求人を見つけて応募します」と述べたことが記載されている点が注目される。つまり、請求人の求職活動の方法は、採用の可能性を度外視し、多数の求人に応募して求職件数を増やすことだけに傾注するのではなく、自身が採用される見込みがあると考えた求人を見つけて応募するというものであったと言える。

そうすると、同月13日に応募した2件の求人は、採否の結果が近いうちに判明するものであったため、請求人としてはその採用の見込みに期待するところが大きかったものと推認される。現に、請求人は、そのうちの1件(自動車部品倉庫業)について書類選考を突破し、同月25日に面接が実施され、翌日には結果が分かるという状況であった。そして、請求人は、結果として本件申請を行っている中で求職活動で応募した企業の採用が決まったと述べている。

求職活動状況申告書とその別紙に計20箇所ある申告欄を埋めるという処分庁の目安に合理性を示す根拠がないことは、前記a(f)のとおりであり、他方で、請求人の求職活動の方法が合理性を欠き、こうした方法での求職活動では稼働能力活用意思が認められないと直ちにいうことはできない。

(c) その後、平成30年7月14日、15日、16日はそれぞれ土曜日、日曜日、祝日であった。

同月14日(土)は、同月12日に処分庁の担当者から、ハローワークのナビゲーターらによる面談に先立ち、保護の補足性の原則、すなわち、直ちに熱心かつ積極的な求職活動を行う必要、直ちに親族への真摯な援助の要請を行う必要等について説明されたことを受けて、請求人は請求人の母宅を訪問したと述べている。

請求人が同月18日の中間報告時に提出した求職活動状況申告書には、同月12日と13日に求職活動をしたことに加えて、同月16日(月)に、「ネット求人、紹介業登録、英語スキル、海運業 経歴が必要な為紹介できない」との記載があり、同月17日(火)に、「ネット求人 在宅デザイン」、求職先会社名・住所等が記入され、同月18日(水)には、ハローワークで職業紹介を受けたこと、求職先会社名が記され、ハローワークの確認印が押されている。

(d) 平成30年7月18日以降、処分庁が保護の決定の通知を行うべきであった同月23日までに、請求人から求職活動を行ったことを示す求職活動状況申告書は提出されていない。この点について請求人は、処分庁から申告書の提出を求められなかったと主張している。これに対し、処分庁は、同月26日の面談時における聴取から、請求人が、同月25日に面接が実施された自動車部品倉庫業のほか新たな企業に応募していないことを確認したため、申告書の提出を求めなかったと主張する。

同月21日、22日は土曜日、日曜日であるとしても、求職活動することは不可能ではなかったし、また少なくとも同月19日(木)及び20日(金)については、求職活動についてさらなる努力をする余地があったということができ、それにもかかわらず請求人が求職活動をしていないのは適切ではないと評価される。

この点に関して、請求人は、同月19日(木)に、数件新居を探したが生活保

認可の物件が見つからず、同月20日(金)に、賃貸住宅業者に半日ほどかけてもらい1件の物件を見つけたと主張している。

この点について、前記2処分庁の主張(3)オ及びカに記載された事実、また、生活保護受給者が入居できる物件を見つけることは容易でないことに照らせば、求職活動をしなかったことが不合理であるとまでは言えない。

(e) 以上より、平成30年7月9日から同月23日までの間で、請求人が求職活動を行うことが想定されるのは、本件申請のあった日、及び処分庁が保護の決定を通知すべきであった日を除くと、13日間であり、そのうち土日祝日は5日間である。一般に日祝も含めて毎日必ず求職活動すべきであるとまでは言えないとしても、請求人が、実際に求職活動を行ったことが求職活動状況申告書から分かるのは5日(うち1日は祝日)である。

その求職活動の内容をみると、たしかに、請求人は、その時点において一般に行い得ると考えられるあらゆる手段を講じていたものとは認めがたい。

しかしながら、本件事情の下では、前記bの2つの判決で稼働能力活用の意思があると認められた原告が保護申請当時に行っていたと推認される求職活動の日数や内容・方法と比較しても、請求人の前記の求職活動状況をもって直ちに、請求人には稼働能力を活用する意思がないと断定するのは適切ではないと解される。

(f) 加えて、稼働能力活用要件の認定に当たっては、次の点にも留意するべきである。すなわち、所持金が少なく資産もない申請者が、保護の要否が決定されるまでの期間、特に決定が延長された場合の生活費、これに加えて求職活動に係る経費、特に面接等にかかる交通費をどのように工面するかについての配慮が求められる点である。

本件申請当時の審査請求人の所持金は預貯金を併せても1万5千円以下であり、請求人は、同居人から住居と食事の提供を受けていたとしても、同居人の住居からの退去を求められて新たな住居を確保しなければならないという事情を抱えていた。

実際、請求人は、処分庁に対し、お金がないため電車に乗れないので求職活動を増やすどころか求職活動自体が難しいという事情を訴えていた。これに対して、処分庁の回答は、公的な金銭の貸し出しはしていない、個人から借りると収入になる上、保護受給期間中は返済してはいけない、日払いやフルタイムでない仕事はしても構わないがそれは求職活動に入らない、それをするくらいならフルタイムの求職活動をしなさいというものであったため、当面のお金を借りることも、稼ぐこともできなかつたと、請求人は主張している。また、請求人は、求人に応募する際、求職先に住所を申告する必要があるが、保護が開始されて新住居を確保できるかが不明な状況では応募に困難を伴うことを主張

している。

処分庁は、請求人の求職活動状況を把握して稼働能力活用の意思を認定する上で、こうした事情を踏まえなければならなかったと言える。

(g) この点に関して、処分庁は、自立支援センターなど施設への入所利用を請求人に提案、助言しているから、目前に同居関係の解消の事実があったとしても、金銭が無い又は僅かだから求職活動を増やすことができないというのは合理的な説明ではないこと、また当時、同居人の住居からの徒歩・自転車通勤圏内に多くの求人件数があったこと等を主張している。

しかしながら、法は、住居を喪失した、又はそのおそれがある要保護者に対する生活保護の実施について、自立支援センターその他の施設に入所することを要件としていない。それゆえ、施設への入所を根拠に、稼働能力活用要件の認定において求職活動中の生活費・交通費等を不問に付すことは妥当ではない。また、請求人は同居人の住居から退去して新たな住居を確保しなければならない状況にあったと主張しており、その点に鑑みれば、同居人の住居からの徒歩・自転車通勤圏内に多くの求人件数があったことは反論として意味をもたない。なお、実際にそうした求人があったことについて、処分庁からは具体的な主張立証はない。

(h) 以上より、本件において、⑦採用の見込みがある企業を探して応募し、その結果に期待するという求職方法が全く否定されるものではないこと、⑧交通費を始め求職活動にかかる費用や、⑨求職活動の間の生活費を所持金から賄うのが困難であったこと、⑩就職に備えて新たな住居を探すのに時間を要したこと等の事情を斟酌するならば、本件申請のあった平成30年7月9日から同月23日までの間に行われた求職活動の状況からみて、請求人は稼働能力を活用する意思を有していたものと認められ、これを否定した処分庁の判断は妥当であるとは言えない。

(エ) 稼働能力を活用する就労の場について

稼働能力を活用しているか否かについては、局長通知の第4によれば、①稼働能力があるか、②稼働能力を活用する意思があるか否かに加えて、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かにより判断され、そして、③の評価については、本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこととされている（前記1（5）参照）。

本件では、③は争点となっていないが、本件決定の通知書の「却下の理由」には、「仕事をする能力や場があるにもかかわらず」と記載されている。

そこで、この点について付言すると、処分庁は、処分庁の所管区域内とその周辺

には徒歩圏内の求人が多数ある等の認識を示しているが、その求人内容は事件記録等からは具体的に明らかでなく、請求人が仕事をする場があることについて処分庁からは具体的な主張立証がない。

したがって、本件で請求人が就労の場を得ることができたと認定することはできない。

(オ) 結論

以上より、請求人に稼働能力を活用する意思があると認められるにもかかわらず、処分庁が、これを認めず、法第4条第1項に定められた保護の受給要件を満たしていないと判断して行った本件決定は違法であることから、その取消しを求める本件審査請求は認容すべきである。

3 本件決定について

(1) 稼働能力の活用について

稼働能力については、前記1(1)のとおり、「資産」「その他あらゆるもの」と並び、それを活用することが保護を適用するための要件として規定されている。

また、稼働能力を活用しているか否かについては、前記1(5)のとおり、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、によって判断することとなる。

本件では、請求人に稼働能力があることには争いがない。処分庁は、請求人に稼働能力を活用する意思があるか否かを認定するために、請求人に対し、求職活動状況報告書の提出を求め、その求職活動の実施状況を具体的に把握するとともに、熱心かつ積極的な求職活動を行うよう助言したが、請求人はこれに従わず、十分な求職活動が行われなかったことから、法第4条に規定する保護の受給要件を満たしていないとして、保護の申請から18日後に本件決定を行ったことが認められる。

(2) 保護の要否等の決定通知を延長した際の検討状況について

保護の要否等の決定の通知は、前記1(2)のとおり、原則、申請のあった日から14日以内にしなければならないところ、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、その通知を申請のあった日から30日まで延長することができる。その際には、前記1(7)のとおり、申請内容に係る疑義の程度や申請者の困窮状況等を個別に検討した上で、主に査察指導員による進捗管理や調査結果の点検等を行うなど組織的に管理し、延長等の判断を行う必要がある。

本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨2処分庁の主張(3)イ及びオのとおり、①保護の申請時における請求人の手持ち金は1万5千円弱であったこと、②申請日から9日後の平成30年7月18日、処分庁は、請求人に対し、さらなる熱心かつ



積極的な求職活動が必要な旨を助言した上で、保護の申請から17日後の同月26日に求職活動状況の報告を求めることを伝えたことが認められる。

これらのことからすると、保護の申請時における請求人の手持ち金が1万5千円弱という状況で、処分庁が、請求人に対し、保護の申請から17日後の平成30年7月26日を求職活動状況の次回報告日に設定するに当たり、同日に報告を求めることにより、結果として保護の申請から14日を超えて保護の要否等の決定を通知することになるにもかかわらず、14日を超えて通知する特別な理由の有無及び請求人の困窮状況等を個別に検討した上で組織的に判断した形跡が見受けられない。

(3) 求職活動を継続するに当たっての請求人の状況について

請求人は、本件決定の前日に行われた処分庁との面談時において、手持ち金の減少により、求職活動が難しいと処分庁に伝えた旨を主張する。一方、処分庁は、本件決定時においても同居人との長期間の同居を継続している請求人が、例えば目前に同居関係の解消が事実であったとしても、金銭が無い又は僅かだから求職活動を増やすことができないということは合理的な説明ではない旨を主張する。

しかしながら、一般的に、求職活動をするに当たっては交通費等の費用が必要になるところ、保護の申請時における請求人の手持ち金は1万5千円弱であったにも関わらず、本件決定時、処分庁が、請求人の稼働能力を活用する意思について判断するに当たって、求職活動を継続するために必要な所持金を請求人が十分持ち合わせていたかどうかについて、確認した形跡は見受けられない。

したがって、こうした確認や確認結果に基づく検討を行うこともなく、手持ち金の減少により求職活動が難しいとの請求人の説明は合理的ではないとする処分庁の主張は採用できない。

(4) まとめ

以上のとおり、処分庁が、本件決定に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の困窮状況等を個別に検討した上で、組織的に判断した形跡は見受けられず、本件決定は違法な点があると認められ、取消しを免れない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年6月10日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

